⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資ではなく譲与としたことによるもの
913百万円
⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資ではなく譲与としたことによるもの
507百万円
12,673百万円

Ⅱ．損益計算書関係
当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するものは以下のとおりであります。
⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの
附属病院に関する借入金の元金償還額　3,773百万円
当該借入金により取得した資産の減価償却費　2,258百万円
当期総利益に与える影響額（差引き）　1,515百万円
⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額
1百万円
1,517百万円

Ⅲ．キャッシュ・フロー計算書関係
１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
現金及び預金　40,944百万円
うち、定期預金（控除）　△300百万円
資金期末残高　40,644百万円
２．重要な非資金取引
⑴　現物寄附による資産の取得　2,100百万円
⑵　ファイナンス・リースによる資産の取得　10,551百万円

Ⅳ．国立大学法人業務実施コスト計算書関係
引当外退職給付増加見積額のうち０百万円は、国または地方公共団体からの出向職員に係るものであります。

Ⅴ．減損会計関係
１．減損を認識した資産
⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要　（単位：百万円）

| 用途 | 種類 | 場所 | 帳簿価額 |
|---|---|---|---|
| 新南病棟（附属病院㈠口座） | 建物 | 宮城県仙台市青葉区 | 52 |
| ＭＲＩ－ＣＴ装置棟(附属病院㈠口座) | 建物 | 宮城県仙台市青葉区 | 28 |
| ＭＲＩ－ＣＴ装置新棟（附属病院㈠口座） | 建物 | 宮城県仙台市青葉区 | 22 |
| 渡廊下（附属病院㈠口座） | 建物 | 宮城県仙台市青葉区 | 11 |
| ＭＲＩ－ＣＴ装置新棟東側渡廊下（附属病院㈠口座） | 建物 | 宮城県仙台市青葉区 | 0 |
| ＭＲＩ－ＣＴ装置新棟西側渡廊下（附属病院㈠口座） | 建物 | 宮城県仙台市青葉区 | 0 |
| ＭＲＩ－ＣＴ装置新棟南側渡廊下（附属病院㈠口座） | 建物 | 宮城県仙台市青葉区 | 1 |
| 酸素マニホールド棟(附属病院㈠口座) | 建物 | 宮城県仙台市青葉区 | 2 |
| 渡廊下（新東病棟・神経科精神科病棟間）(附属病院㈠口座) | 建物 | 宮城県仙台市青葉区 | 26 |
| 電話加入権 | 電話加入権 | 宮城県仙台市青葉区 | 0 |

⑵　減損の認識に至った経緯
新南病棟、ＭＲＩ－ＣＴ装置棟等については、平成25年度補正予算事業（中央診療棟）の支障建物であり取り壊し工事を行っていることから、減損を認識しております。
電話加入権については、新規休止８回線について、将来の使用見込みが客観的に存在しないことから減損を認識しております。
⑶　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産毎の内訳
（単位：百万円）

| 用途 | 種類 | 損失処理額 | 損益外処理額 |
|---|---|---|---|
| 新南病棟（附属病院㈠口座） | 建物 | 50 | 2 |
| ＭＲＩ－ＣＴ装置棟(附属病院㈠口座) | 建物 | 28 | 0 |
| ＭＲＩ－ＣＴ装置新棟（附属病院㈠口座） | 建物 | 22 | — |
| 渡廊下（附属病院㈠口座） | 建物 | 10 | 1 |
| ＭＲＩ－ＣＴ装置新棟東側渡廊下（附属病院㈠口座） | 建物 | 0 | — |
| ＭＲＩ－ＣＴ装置新棟西側渡廊下（附属病院㈠口座） | 建物 | 0 | — |
| ＭＲＩ－ＣＴ装置新棟南側渡廊下（附属病院㈠口座） | 建物 | 1 | 0 |
| 酸素マニホールド棟(附属病院㈠口座) | 建物 | 2 | — |
| 渡廊下（新東病棟・神経科精神科病棟間）(附属病院㈠口座) | 建物 | 24 | 2 |
| 電話加入権 | 電話加入権 | — | 0 |

⑷　回収可能サービス価額の算定方法の概要
建物
新南病棟、ＭＲＩ－ＣＴ装置棟等については、取り壊し工事を行っていることから回収可能サービス価額は使用価値相当額（０円）により算定しています。
電話加入権
回収可能サービス価額は、正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、平成26年度財産評価基準書における公示価格としております。